

第1条（目的）

日本顎変形症学会 研究助成制度（以下 助成制度）は、顎変形症に関するおける基礎および臨床研究を推進し、学術的な進展と次世代研究者の育成を目的とする。

第2条（助成対象）

本助成の対象は、顎変形症の診断、治療、基礎研究および臨床応用に関する独創的かつ発展性のある学術研究とし、以下の条件を満たすものとする。

1. 当該研究が顎変形症分野における学術的・臨床的な新しい知見をもたらし、分野の発展に寄与すると見込まれること。
2. 倫理的な観点から適正な研究であること。
3. 研究経費は申請された研究の遂行に直接必要な内容のみに使用されること。

第3条（応募資格）

1. 研究代表者は、日本顎変形症学会の正会員であること。
2. 研究代表者が責任者として研究を遂行すること。
3. 当該研究が同一の内容で他の助成を受けていないこと。

第4条（助成内容および助成額）

助成種目は以下の2種目とする。

1. 本学会による指定研究
年1～2件の課題に、1件あたり100万円以内を助成
2. 若手研究者による応募研究
若手研究者は45歳以下あるいは学位取得8年以内とする。
年5件以内の課題に、1件あたり50万円以内を助成
研究期間はいずれも1～3年とし、研究代表が研究目的と研究の規模に合わせて申請する。

第5条（応募方法および提出書類）

研究代表者は以下の書類を作成し、期日までに学会事務局へ提出する。

1. 応募申請書（研究目的、研究方法、期待される成果、応募者の研究遂行能力及び研究環境など）
2. 倫理審査承認書（必要な課題のみ、承認済または申請予定の別を明記すること。倫理審査に未承認の課題は助成決定後速やかに倫理審査に諮り、承認を受けたことを事務局に報告する。）

第6条（審査および選考）

学術委員会が応募課題の中から助成課題を選考し、理事会の承認を経て決定される。選考基準は以下に基づき、公正かつ透明性を持って実施する。

- ・独創性：研究が新しい知見や独自の視点を提供するか。
- ・分野への貢献度：顎変形症分野の発展にどの程度寄与するか。
- ・実現可能性：研究計画が現実的かつ実施可能であるか。
- ・研究計画の整合性と妥当性：研究の目的、方法、評価基準が適切であるか。

第7条（研究成果の報告）

助成された課題の研究代表者は、研究成果を本学会学術大会で報告し、研究期間終了後2年以内に所定の研究成果報告書を提出する。研究成果報告書は本学会ホームページ上に公開される。